# 宇治田原町入札監視等委員会（令和７年度第１回）議事概要

<table>
<tr><td colspan="2">開　催　日　時</td><td colspan="3">令和７年６月４日（水）　午後２時 ～ 午後3時55分</td></tr>
<tr><td colspan="2">場　　所</td><td colspan="3">宇治田原町役場　庁舎１階　会議室101,102</td></tr>
<tr><td colspan="2">出　席　委　員</td><td colspan="3">委員長　　安　保　嘉　博（弁護士）<br>委　員　　横　田　慎　一（公認会計士）<br>委　員　　中　村　光　宏（京都府職員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　事　概　要</td><td colspan="3">１　開会<br>２　町長あいさつ<br>３　委員長及び職務代理者の選任について<br>４　委員長あいさつ<br>５　議事<br>（１）入札及び契約手続の運用状況等について<br>（２）抽出案件に関する入札経緯等について<br>（３）指名停止の運用状況等について<br>６　その他<br>・次回の会議開催日について</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議対象期間</td><td colspan="3">令和６年１０月１日 ～ 令和７年３月３１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議対象件数</td><td>［工事］　16 件</td><td>［測量等］　6 件</td><td>［物品等］　23 件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>一般競争入札</td><td>7 件</td><td>0 件</td><td>1 件</td></tr>
<tr><td>指名競争入札</td><td>8 件</td><td>5 件</td><td>4 件</td></tr>
<tr><td>随意契約</td><td>1 件</td><td>1 件</td><td>18 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">抽　出　案　件</td><td>5 件</td><td>2 件</td><td>2 件</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">議事に関する意見・質問、回答等</td><td colspan="2">委員からの意見・質問</td><td>事務局からの回答等</td></tr>
<tr><td colspan="2">別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">委員会意見の概要</td><td colspan="3">全体を通した総括として、適切、良好な執行、取組がなされているとの判断をいただいた。<br><br>※議事の個別案件では、一般競争入札であるにも関わらず１者のみの応札となった案件があり、他業者の参加を困難とする事情として何かあったのか検証をしてもいいのではないかとの意見があった。</td></tr>
</table>

【別紙】

議事に関する意見・質問、回答等

（１）入札及び契約手続の運用状況等について（資料１）

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
|---|---|
| ・特になし | |

（２）抽出案件に関する入札経緯等について（資料２）

①宇治田原町林業センタートイレ改修工事（指名競争入札）

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
|---|---|
| ・予定価格を積算するための見積徴取の際、辞退した3者の代わりに、別業者3者を指名し10者での指名競争入札としなかったのは。 | ・見積徴取業者のうち、約7割以上の業者から提出があれば、その業者数で行うことを入札等委員会でルールとして定めていた。 |
| ・町の方で積算はできないのか。 | ・本町には建築技師がいないので、積算はできない。 |

②排水路改良工事（２）（指名競争入札）

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
|---|---|
| ・最低制限価格以下による失格業者が多いがどう捉えているのか。 | ・違算の懸念から設計書を見直したが積算に間違いはなかった。最低制限価格の見込み違いではないかと思われる。 |
| ・最低制限価格が高い要因は。 | ・公契連モデルからさらに町独自の係数を反映させており、その係数を含め最低制限価格は町長が決めており、今回はその係数が低かったと思われる。 |
| ・町独自の係数は公表しているのか。 | ・最低制限価格は事後公表しているが、係数については公表していない。 |

③谷山2号橋橋梁修繕工事（指名競争入札）

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
| --- | --- |
| ・入札不着が2者であったが、ペナルティはあるのか。<br><br>・別の2業者を指名してもよかったのではないか。 | ・ペナルティは課していない。本工事については違算があったため、入札を中止した経過があり、その2者は辞退届の提出があった。その段階で意思表示を示したと判断し、今回は何も対応しなかったのではないかと思われる。<br><br>・今回のケースにおいて、過去に指名業者の変更をしたことはなかったが、今後検討していきたい。 |

④通峰線配水管布設替工事（一般競争入札）

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
| --- | --- |
| ・最低制限価格以下による失格業者が多いがどう捉えているのか。<br><br>・最低制限価格が高い要因は。 | ・最低制限価格の見込み違いではないかと思われる。<br><br>・公契連モデルは諸経費に係数をかけており、下水道工事は他の工事と比較して、諸経費率の占めるウエイトが低く、そのために最低制限価格が高くなった。 |

⑤処理場等公共下水道施設運転管理業務（一般競争入札）

| | |
| --- | --- |
| ・一般競争入札であるにもかかわらず、応札が1者であったことについてどう捉えているのか。<br><br>・仕様書は作成したのか。 | ・施設が老朽化している点と処理場の処理方式が独特である点から、新規参入するのが困難ではなかったのではないかと思われる。<br><br>・仕様書ではなく、要求水準書とし、その水準を基に受注者に対し業務の内容を深めてもらう内容とした。 |

⑥総合文化センターさざんかホール音響映像設備改修工事（一般競争入札）

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
| --- | --- |
| ・入札参加可能業者数37者に対し、申込業者が2者でうち応札が1者であったことについてどう捉えているのか。 | ・2者のうち1者は音響映像設備のメンテナンスを行っていた業者である。もう1者は申込はあったが、施設の老朽化や仕様書を精査した結果辞退されたのではないかと思われる。 |

⑦さざんかホール音響映像設備改修工事監理業務（随意契約）

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
|---|---|
| ・予定価格の積算方法は。 | ・国の基準に基づいて積算を行った。 |
| ・落札率が低い要因は。 | ・当該工事の設計業務を落札した業者であり、内容を熟知しているため、安い金額で応札されたのではないかと思われる。 |
| ・安かったから良かったではなく、きっちり業務がなされているか、確認してもらいたい。 | |

⑧体育施設集約及び住民プール解体等工事設計支援業務(随意契約)

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
|---|---|
| ・業務の概要を詳しく教えてもらいたい。 | ・工事を発注するための設計書を作成する必要があるが、本町には設計書を作成できる職員がいないので、外部に発注する必要がある。外部に発注するための設計書並びに仕様書を作成する業務を委託するものである。 |

⑨　庁内ネットワークシステム機器賃貸借業務(随意契約)

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
|---|---|
| ・購入ではなくリースとした理由は。 | ・単年度で一括して支払うことが本町の予算規模からみると厳しいことから、負担の平準化を図るためである。 |
| ・特定したシステムを導入する前提であるが、その前提の検証は行ったのか。 | ・他業者でも可能ではあり、事前に調査を行ったが、費用が3～4倍かかるとの回答を得たことから、今回のスキームとなった。 |

（3）指名停止の運用状況等について（資料3，4）

| 意 見・質 問 | 回 答 等 |
| --- | --- |
| ・指名停止業者の中に個別案件⑨のシステム導入業者が含まれているが、問題は無いのか。 | ・指名停止期間中は相応しくないということは前提にあるが、要綱上災害時の応急工事、特殊技術を要する工事を発注する場合その他特にやむを得えない事由があるときはこの限りでないとの規定があり、今回の場合は特殊技術を要し、業務に著しく支障をきたすことからやむを得ない事情と判断した。 |

5　その他

・次回の会議開催日：　令和7年11月21日（水）午後2時から